

令和7年度第2回バリアフリー吹田市民会議 フィードバック

議題：佐井寺西土地区画整理事業に伴う都市計画道路整備について

(所管室課・担当者)

地域整備推進室・中谷参事、多田野主幹、山家主査、小林主任

意見・質問（1）	車道幅等についてはどのように決定するのか。
回答（1）	道路法の規定に基づき制定された道路構造令において、将来走行することが想定される交通量から道路の区分が示されており、その区分に応じた必要な車線数、車幅等が規定されています。そのため、全体の幅員の中で車道や歩道等を配分しました。
意見・質問（2）	自転車道を設けない理由は。
回答（2）	回答（1）の理由から、豊中岸部線においては、自転車が専用に行ける幅を設けることはできないと考えています。 一方で、佐井寺片山高浜線の交差点周辺を除く区間には幅員に余裕があるため、改めて担当部署との協議及び検討を行います。
意見・質問（3）	道路の照明について、高さはどの程度か。
回答（3）	豊中岸部線の道路照明は中央分離帯に設置する計画であり、照明柱の高さは12mのものを計画しております。佐井寺片山高浜線の道路照明は歩車道境界に設置する計画であり、照明柱の高さは10mのものを計画しております。 また、各交差点に設置する照明の高さは10mのものを計画しております。
意見・質問（4）	中央分離帯に設置する照明では歩道が暗いのではないか。
回答（4）	両路線共に、道路の照明設備で、歩道の照度も確保できるように考慮した配置を検討しております。

意見・質問（５）	植栽帯の根上り対策は実施するのか。
回答（５）	樹種の選定とともに対策についても、今後、管理部署と協議を進めていきます。
意見・質問（６）	阪急バスやすいすいバスの運行は予定しているか。
回答（６）	運行を予定しているというような具体的なお答えはいただいていませんが、引続き担当部署と協議を進めていきます。
意見・質問（７）	道路の構造は決定しているものか。
回答（７）	<p>お示しました内容で、警察等との協議を行っている状況ですが、工事発注に向けた設計段階でありますので、決定した内容ではありません。</p> <p>ただし、車線数や幅等は関係法令に基づき決定しているため、ご意見を反映できない内容があります。</p>

以上